

鬼怒川・小貝川下流流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 「鬼怒川・小貝川下流流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、鬼怒川・小貝川下流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。オブザーバーは、別表 2 の職にある者をもって構成する。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表 3 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。
- 6 幹事会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。オブザーバーは、別表 4 の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 鬼怒川・小貝川下流域で行う流域治水の全体像の共有と検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。但し、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所流域治水課に置く。

2 事務局は、協議会及び幹事会の運営に関して必要な事務を処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月4日から施行する。

一部改正 令和3年2月5日

一部改正 令和4年3月17日

一部改正 令和5年3月28日

一部改正 令和6年3月15日

別表 1

構成団体名	役職
茨城県 土木部	河川課長
結城市	市長
龍ヶ崎市	市長
下妻市	市長
常総市	市長
取手市	市長
つくば市	市長
守谷市	市長
筑西市	市長
つくばみらい市	市長
八千代町	町長
気象庁 宇都宮地方気象台	台長
気象庁 水戸地方気象台	台長
関東地方整備局 下館河川事務所	事務所長

別表 2

オブザーバー	役職
農林水産省 関東農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官
環境省 関東地方環境事務所 環境対策課	地域適応推進専門官

別表 3

構成団体名	役職
茨城県 土木部	河川課 技術総括
結城市	都市建設部長
龍ヶ崎市	都市整備部長
下妻市	建設部長
常総市	都市建設部長
取手市	建設部長
つくば市	建設部長
守谷市	都市整備部長
筑西市	土木部長
つくばみらい市	都市建設部長
八千代町	産業建設部長
気象庁 宇都宮地方気象台	防災管理官
気象庁 水戸地方気象台	防災管理官
関東地方整備局 下館河川事務所	副所長

別表 4

オブザーバー	役職
農林水産省 関東農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官